



## LEGAL UPDATE

2025 年 12 月

### 個人データ保護法施行政令案

2026 年 1 月 1 日から個人データ保護法第 91/2025/QH15 号が施行されるのに伴い、2025 年 9 月 16 日、公安省は、個人データ保護法施行政令案（本政令案）を公表した。本政令案は、現行の個人データ保護に関する政令第 13/2023/ND-CP 号（13 号政令）と比較して、新規または拡充された内容を多く規定している。本政令案は、個人データ保護法の施行日までに正式に制定されるものと予想されるが、それまでに内容が変更される可能性があるため、ご留意いただきたい。

以下は本政令案によって導入される主なポイントである：

#### 1. 個人データ保護を担当する人員の要件

個人データ保護法は、法人に対して、十分な能力条件を充足する個人データ保護部門・担当者を指定する、または個人データ保護サービスを提供する組織・個人に委託する責任を規定している<sup>1</sup>。そのため、本政令案は、以下の条件を設けている。

・個人データ保護担当者については、

△大卒以上の学歴を有すること、△法務・個人データ処理・サイバーセキュリティ・データセキュリティ・リスク管理・コンプライアンス管理のいずれか一つの分野で 3 年以上の経験を有すること、△ベトナムの適格な研修機関が発行する個人データ保護に関する基礎研修修了証を有すること、△個人データ保護当局が実施する専門能力評価プログラムに定められる基準を満たすこと、△個人データ保護に関する法令および機関・組織のデータ処理活動に関する知識があること、△データ、情報技術、電気通信ネットワークに関わる前科がないことが条件となる<sup>2</sup>。

・個人データ保護部門を設置する場合、その部門の全ての人員が上記の能力条件を満たさなければならない<sup>3</sup>。

・個人で個人データ保護サービスを提供する場合、上記の担当者条件に加えて、少なくとも 5 年以上の関連経験が必要である<sup>4</sup>。

・個人データ保護サービスを提供する組織の場合、△技術分野、法律分野、または法務・技術コンサルティング業を営んでいること、△個人でサービス提供条件を満たす人員が 3 名以上いること、

<sup>1</sup> 個人データ保護法第 33 条 2 項

<sup>2</sup> 本政令案第 13 条 2 項

<sup>3</sup> 本政令案第 13 条 3 項

<sup>4</sup> 本政令案第 15 条 2 項

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



▽ セキュリティ、サイバーセキュリティ、IT、水準適合評価、個人データ保護コンサルティングの製品・サービス提供実績を有することが求められる<sup>5</sup>。

## 2. データ主体の権利行使手続

13号政令では、個人データの管理者および管理・処理者は、個人データ主体からの利用制限、異議申し立て、アクセス、削除、または訂正に関する要求を、72時間以内に対応しなければならないと定められている<sup>6</sup>。これに対し、本政令案では、この対応期限が変更され、データ主体の要求を受領した時点から起算して、要求の種類ごとに異なる期限が設けられている<sup>7</sup>。

▽回答は受領後2営業日、▽要求に応じた実施については、同意撤回・処理制限等は7営業日<sup>8</sup>、アクセスや訂正・削除等は、データ処理者や第三者関与の有無により、10ないし15営業日とし、理由を通知することを条件として最大10営業日の延長が認められている<sup>9</sup>。

## 3. データ移転に関する要件

13号政令は、個人データ移転に関する詳細な指針および要件を定めていないが、本政令案では、以下の通り規定されている。

(1) 個人データの移転：▽個人データ主体の同意に基づく場合、▽機関・組織等の再編の際に個人データ処理を継続するための場合、または▽データ管理者／管理・処理者から処理者または第三者へのデータ処理目的での移転の場合には、個人データ移転の目的、データ主体および移転されるデータの種類、データ処理の期間、移転目的達成後の個人データの削除・破棄要求、移転の法的根拠、および個人データ保護・データ主体権利行使に関する責任を明記した書面による契約書が必要である<sup>10</sup>。

(2) センシティブ個人データの移転：保存および伝送装置の物理的な安全措置、暗号化、匿名化、その他のセキュリティ保護策が求められる<sup>11</sup>。

(3) 有償の個人データ移転：個人データ主体が同意した移転目的のためにのみ登録上の事業活動に適合する範囲で個人データを処理すること、および移転前に個人データの移転および処理に関する書面契約を締結することなどが必要である<sup>12</sup>。

(4) 組織内部での個人データ共有：個人データの共有および利用を管理するための内部方針およびプロセス、ならびに内部スタッフによる第三者への個人データの不正開示を防止するための措置が求められる<sup>13</sup>。

<sup>5</sup> 本政令案第16条1項

<sup>6</sup> 13号政令第9条6項a号、第9条8項b号、第14条3項、第15条2項、第16条5号

<sup>7</sup> 本政令第5条

<sup>8</sup> 本政令第5条2条

<sup>9</sup> 本政令第5条3条、第5条4条

<sup>10</sup> 本政令第7条1条

<sup>11</sup> 本政令第7条2条

<sup>12</sup> 本政令第7条3条

<sup>13</sup> 本政令第7条4条

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



（5）データ市場における個人データの取引：データ市場で取引を行う前に、個人データの非識別化が求められる<sup>14</sup>。

#### 4. データ保護影響評価（DPIA）および越境移転影響評価（CTIA）の免除・手続・書類の構成

本政令案は、個人データ保護法に定める CTIA 免除事由に加え、次の免除事由を規定している<sup>15</sup>：

▽法令に定められたジャーナリズムおよびメディア活動、

▽法令の定めるところにより国境を越えた個人データ移転が公に開示されている場合、

▽個人の生命、健康、財産を保護するため、または法定の任務・義務を履行するために移転が厳格に必要となる緊急時、

▽労働規則および集団労働協約に従った越境人事管理のための国境を越える個人データ移転、

▽契約の締結、または国境を越えた運送、物流、送金、支払い、ホテルサービスおよび査証申請に関連する手続きのための国境を越えた個人データの提供。

本政令案では、DPIA および CTIA の書類内容について、13 号政令上必要とされている事項に加え、以下の情報の記載も求められている：

- DPIA：データフロー図、個人データの安全確保措置、個人データ保存および処理システムのシステム図と記述、コンプライアンスおよびデータ保護評価の結果<sup>16</sup>。

- CTIA：上記の DPIA の内容に加えて、個人データを第三者に移転・提供するための手続き、移転後の個人データの安全確保措置の書類、およびクロスボーダーデータを受領後の個人データ保存及び処理システムの図面・説明が必要とされる<sup>17</sup>。

また、DPIA および CTIA の更新義務について、本政令案は次の場合には 6 か月ごとの定期的な更新を要するとしている<sup>18</sup>：

▽ 国境を越えた個人データ処理または移転の目的が新たに生じた場合、▽データ管理者、データ管理処理者、データ処理者、第三者の発生または変更。

---

<sup>14</sup> 本政令第 7 条 5 条

<sup>15</sup> 本政令第 18 条 3 条

<sup>16</sup> 本政令第 20 条 1 条

<sup>17</sup> 本政令第 19 条 1 条

<sup>18</sup> 本政令第 21 条 1 条



ご質問は下記まで：

[ ホーチミンオフィス ]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小林 亮 Ryo Kobayashi/野口 哲朗 Tetsuro Noguchi/Nguyen Thi Hong

Phuc/Bui Viet Anh/Le Dang Phuong Linh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: [hochiminh@tmi.gr.jp](mailto:hochiminh@tmi.gr.jp)

[ ハノイオフィス ]

岡田 英之 Hideyuki Okada/小幡 葉 Yoko Obata/Le Phuong Lan/Nguyen Thu Huyen/Le Duc

Son/Nguyen Thi Anh Phuong

Tel: +84-24-3826-3826

Email: [hanoi@tmi.gr.jp](mailto:hanoi@tmi.gr.jp)

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may be amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.